

19 特勤勤務手当等

特勤勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署（特勤公署）に勤務する職員に支給し、特勤勤務手当に準ずる手当は、特勤公署又はこれらに準ずる公署（準特勤公署）に勤務する職員が異動等に伴い住居を移転した場合に一定期間支給する。

条例第12条の2  
条例第12条の3

[特勤勤務手当]

(1) 支給範囲

次の表に掲げる特勤公署に勤務する職員及び臨時的に置かれる公署で別に人事委員会が定めるもの(※)に勤務する職員

規則7-62

第1条

※ 該当公署なし

(ア) 1年を通じて特勤勤務手当が支給される公署

規則7-62

第1条別表第1号

級別区分	公 署 名
1 級 地 (冬季は 2 級地)	大崎地方ダム総合事務所上大沢ダム管理事務所
	鳴子警察署鬼首駐在所
1 級 地	大崎地方ダム総合事務所岩堂沢ダム管理事務所

(イ) 冬期（毎年1月1日から翌年3月31日まで）に限り特勤勤務手当が支給される公署

規則7-62

第1条別表第2号

級別区分	公 署 名
1 級 地	栗原地方ダム総合事務所
	栗原地方ダム総合事務所花山ダム管理事務所
	栗原地方ダム総合事務所荒砥沢ダム管理事務所
	鳴子警察署
	若柳警察署文字駐在所
	築館警察署花山駐在所

(2) 特勤勤務手当を支給しない期間

規則7-62

第2条の2

(1)の(イ)の表に掲げる公署又は臨時的に置かれ、特勤公署に該当する公署で別に人事委員会が定めるもの(※)に勤務する職員には、冬期以外の期間は、特勤勤務手当を支給しない。

※ 該当公署なし

(3) 支給額

規則7-62第2条

特勤勤務手当基礎額(次の(ア)と(イ)の合計額)×級別支給割合(※)

※ 級別支給割合

級別区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地
支給割合	$\frac{4}{100}$	$\frac{8}{100}$	$\frac{12}{100}$	$\frac{16}{100}$

(注1) 支給額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

規則7-62第6条

(注2) 特勤勤務手当の月額が現に受ける給料(※)及び扶養手当の月額の合計額に $\frac{25}{100}$ を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。

※ 給料(以下「給料」とあるのは全て同じ。)

「給料」には、給料の調整額、教職調整額、管理監督職勤務上限年齢調整

〔昭和56年通知〕  
第230号

額が含まれる。

(ア) {※1} × 1 / 2

※1 次の各区分の定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額

- (i) 職員が新たに特地公署に勤務することとなった場合 新たに勤務することとなった日
- (ii) 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特地公署に該当したとき その該当した日
- (iii) (i)、(ii) 又は (iii) の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日

(注1) 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員(60歳を超える職員等)であって、(i)、(ii)及び(iii)に定める日において給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員以外の職員であったものにあつては、当分の間、※1は、(i)、(ii)及び(iii)に定める日において受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた扶養手当の月額合計額とする。

(注2) (i)、(ii)及び(iii)に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの場合は平成14年改正後の給与条例の規定により、その日が平成15年4月1日から同年11月30日までの場合は平成15年改正後の給与条例の規定により、その日が平成17年4月1日から同年11月30日までの場合は平成17年改正後の給与条例の規定により、その日が平成18年4月1日から同年11月30日までの場合は平成18年改正後の給与条例の規定により、その日が平成21年4月1日から同年11月30日までの場合は平成21年改正後の給与条例の規定により、その日が平成22年4月1日から同年11月30日までの場合は平成22年改正後の給与条例の規定により、その日が平成23年4月1日から同年11月30日までの場合は平成23年改正後の給与条例の規定により算出する。

なお、給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員(60歳を超える職員等)のうち、この(注2)に該当する職員の特地勤務手当基礎額は、これらに準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(注3) (i)、(ii)又は(iii)に定める日が平成10年4月1日前であるときの  
※1は平成10年4月1日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額となる。

(iv) 次に掲げる職員に係る(i)～(iii)の定める日に受けていた※1は、次の区分により算定する。

なお、給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員(60歳を超える職員等)のうち、この(iv)に該当する職員の特地勤務手当基礎額は、これらに準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

a 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、(i)～(iii)に掲げる日において育児短時間勤務職員等であつたもの

(同日に受けていた給料の月額÷同日における算出率) +

(同日に受けていた扶養手当)

b 育児短時間勤務職員等であつて、(i)～(iii)に掲げる日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの

(同日に受けていた給料の月額×手当の支給時点における算出率) +

規則7-62

第3条の2

規則7-62

第3条の2第2項

規則7-62-12  
第2項

規則7-62

第2条第4項

規則7-62

第3条の2第2項

<p>(同日に受けていた扶養手当)</p> <p>c 育児短時間勤務職員等であって、(i)～(iii)に掲げる日において育児短時間勤務職員等であったもの</p> <p>(同日に受けていた給料の月額÷同日における算出率× 手当の支給時点における算出率) + (同日に受けていた扶養手当)</p> <p>(イ) {現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額} × 1/2</p>	
<p><b>(4) 地域手当との調整</b></p> <p>給与条例第11条の2の規定による地域手当が支給される職員((2)により特地勤務手当を支給されない職員を除く。)には、当該地域手当の額の限度において特地勤務手当は支給しない。</p>	規則7—62第3条
<p><b>(5) 支給方法</b></p> <p>給料の支給方法に準じて支給する。</p>	規則7—62第7条
<p><b>[特地勤務手当に準ずる手当]</b></p>	
<p><b>(1) 支給範囲</b></p> <p>特地公署若しくは人事委員会が指定する準特地公署(注)に異動して勤務する職員のうちその異動に伴って住居を移転した者、又は職員の勤務する公署が移転して特地公署若しくは準特地公署に該当することとなった場合にその移転に伴って住居を移転した者</p> <p>(注)「人事委員会が指定する準特地公署」については、平成31年3月22日宮人委第344号を参照のこと。</p>	<p>条例第12条の3 第1項</p> <p>[平成31年通知 第344号]</p>
<p><b>(2) 支給の始期及び終期</b></p> <p>職員が異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年(その異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の公署に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあっては、6年)に達する日をもって終わる。</p> <p>ただし、当該職員に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれに定める日をもってその支給を終わる。</p> <p>(ア) 職員が特地公署若しくは準特地公署以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため、特地公署若しくは準特地公署に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日</p> <p>(イ) 職員が他の特地公署若しくは準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該公署が引き続き特地公署又は準特地公署に該当する場合に限る。) 住居移転の日の前日</p>	<p>条例第12条の3 第1項</p> <p>規則7—62 第4条第1項</p>
<p><b>(3) 特地勤務手当に準ずる手当を支給しない期間</b></p> <p>第2条の2各号に掲げる公署〔特地勤務手当〕の(2)の公署のうち人事委員会が定めるもの(※1)又は準特地公署のうち人事委員会が定めるもの(※2)に勤務する職員には、冬期以外の期間は、特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。</p> <p>※1 該当公署なし</p> <p>※2 平成31年3月22日宮人委第344号の記の2に掲げる公署</p>	<p>規則7—62 第4条第4項</p> <p>[平成31年通知 第344号]</p>
<p><b>(4) 支給額</b></p> <p>(ア) 異動等の日から起算して4年に達するまでの間</p>	規則7—62

{※1} × 級地に応じた支給割合（下表）

級別区分	4級地、3級地	2級地、1級地	準特地公署
支給割合	$\frac{6}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{4}{100}$

第4条第2項

※1 異動又は公署の移転の日を受けていた給料（※2）及び扶養手当の月額合計額（以下（イ）（ウ）において同じ）

※2 給料（以下「給料」とあるのは全て同じ。）

「給料」には、給料の調整額、教職調整額、管理監督職勤務上限年齢調整額が含まれる。

〔昭和56年通知〕  
第230号

（イ）異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間

$$\{※1\} \times \frac{4}{100}$$

（ウ）異動等の日から起算して5年に達した後の1年間

$$\{※1\} \times \frac{2}{100}$$

（注1）（3）の※2の公署に在勤する職員（特地公署のうち、冬期以外の期間については、特地勤務手当も特地勤務手当に準ずる手当も支給しないものとして人事委員会が定めた公署以外に在勤する職員）については、冬期以外の期間については、準特地公署とみなして（ア）～（ウ）を適用する。

規則7—62  
第4条第2項表備考

（注2）（ア）から（ウ）により算出した額が、現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に  $\frac{6}{100}$  を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。

規則7—62  
第4条第2項

（注3）給与条例附則第32項の規定を受ける職員（60歳を超える職員等）であって、異動又は公署の移転の日において給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員以外の職員であったものにあつては、当分の間、※2は、異動又は公署の移転の日を受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日を受けていた扶養手当の月額合計額とする。

規則7—62  
第5条の2第1項

（注4）次に掲げる職員に係る異動又は公署の移転の日を受けていた※2は、次の区分により算定する。

規則7—62  
第4条第3項

なお、給与条例附則第32項の規定を受ける職員（60歳を超える職員等）のうち、この（注4）に該当する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、これらに準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

規則7—62  
第5条の2第2項

a 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの

$$\begin{aligned} & (\text{同日を受けていた給料の月額} \div \text{同日における算出率}) + \\ & (\text{同日を受けていた扶養手当}) \end{aligned}$$

b 育児短時間勤務職員等であつて、異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの

$$\begin{aligned} & (\text{同日を受けていた給料の月額} \times \text{手当の支給時点における算出率}) + \\ & (\text{同日を受けていた扶養手当}) \end{aligned}$$

c 育児短時間勤務職員等であつて、異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの

$$\begin{aligned} & (\text{同日を受けていた給料の月額} \div \text{同日における算出率} \times \\ & \text{手当の支給時点における算出率}) + (\text{同日を受けていた扶養手当}) \end{aligned}$$

(注5) 支給額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

規則7-6-2第6条

(5) 公署の指定日前の異動者の特例

特地公署又は準特地公署の指定日前にその公署に異動し、その異動に伴って住居を移転した職員のうち、指定日において、その異動の日から3年を経過していない者には、指定日以降特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

条例第12条の3  
第2項  
規則7-6-2第5条

この場合における手当の支給期間及び支給額は、その職員の指定日に勤務する公署がその職員の異動の前日に特地公署又は準特地公署に指定されていたものとした場合に前記(2)及び(4)により指定日以降支給されることとなる期間及び支給額とする。

(6) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7-6-2第7条

20 へき地手当等

へき地手当は、へき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員に支給し、へき地手当に準ずる手当はへき地学校等及び特別の地域に所在する学校に勤務する職員が異動等に伴い住居を移転した場合に一定期間支給する。

条例第21条の4  
条例第21条の5

[へき地手当]

(1) 支給範囲

次の表に掲げるへき地学校等に勤務する職員

区分	学校名
3 級	白石市立福岡小学校不忘分校ほか
2 級	白石市立深谷小学校三住分校ほか
1 級	白石市立福岡小学校八宮分校ほか
準へき地学校	川崎町立川崎第二小学校ほか

規則7-3-9  
第1条別表

(2) 支給額

{(給料月額) + (給料の調整額) + (教職調整額) + (管理監督職務上限年齢調整額) + (扶養手当)} × 級別支給割合

規則7-3-9第3条

○ 級別支給割合

級別区分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	準へき地学校
支給割合	$\frac{25}{100}$	$\frac{20}{100}$	$\frac{16}{100}$	$\frac{12}{100}$	$\frac{8}{100}$	$\frac{4}{100}$

(注) 支給額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

規則7-3-9第8条

(3) 地域手当との調整

給与条例第11条の2の規定による地域手当が支給される職員には、当該地域手当の額の限度においてへき地手当は支給しない。

規則7-3-9第4条

(4) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7-3-9第9条

[へき地手当に準ずる手当]

(1) 支給範囲

へき地学校等若しくは人事委員会が指定する特別の地域に所在する学校（注）（以下「特別地域学校」という。）に異動して勤務する職員のうちその異動に伴って住居を移転した者、又は職員の勤務する学校が移転してへき地学校等若しくは特別地域学校に該当することとなった場合にその移転に伴って住居を移転した者

（注）「特別地域学校」については、令和4年2月25日宮人委第5107号を参照のこと。

条例第21条の5  
第1項

[ 令和4年通知  
第5107号 ]

(2) 支給の始期及び終期

職員が異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（その異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術・経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあっては、6年）に達する日をもって終わる。

ただし、当該職員に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれに定める日をもってその支給は終わる。

（ア）職員がへき地学校等若しくは特別地域学校以外の学校に異動した場合又は職員の勤務する学校が移転等のためへき地学校等若しくは特別地域学校に該当しないこととなった場合  
当該異動又は移転等の日の前日

（イ）職員が他のへき地学校等若しくは特別地域学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該学校が引き続きへき地学校等又は特別地域学校に該当する場合に限る。）

住居移転の日の前日

条例第21条の5  
第1項

規則7—39

第6条第1項

(3) 支給額

（ア）異動等の日から起算して5年に達するまでの間

$$\left\{ (\text{給料月額}) + (\text{給料の調整額}) + (\text{教職調整額}) + (\text{管理監督職勤務上限年齢調整額}) + (\text{扶養手当}) \right\} \times \frac{4}{100}$$

規則7—39  
第6条第2項

（イ）異動等の日から5年に達した後の1年間

$$\left\{ (\text{給料月額}) + (\text{給料の調整額}) + (\text{教職調整額}) + (\text{管理監督職勤務上限年齢調整額}) + (\text{扶養手当}) \right\} \times \frac{2}{100}$$

（注）支給額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

規則7—39第8条

(4) へき地学校等又は特別地域学校の指定日前の異動者の特例

へき地学校等又は特別地域学校の指定日前においてその学校に異動し、その異動に伴って住居を移転した職員のうち、指定日において、その異動の日から3年を経過していない者には、指定日以降へき地手当に準ずる手当を支給する。

この場合における手当の支給期間及び支給額は、その職員の指定日に勤務する学校がその職員の異動の日前にへき地学校等又は特別地域学校に指定されていたものとした場合に前記（2）及び（3）により指定日以降支給されることとなる期間及び支給額とする。

条例第21条の5  
第2項

規則7—39第7条

(5) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—39第9条